

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年3月25日

旭川市長 西 川 将 人

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 令和3年度「こうほう旭川市民」配送準備業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

広報誌の市民委員会等配布を行うための配布責任者宅への配送に係る仕分け、梱包等の荷造り業務

イ 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市6条通9丁目 旭川市役所総合庁舎4階

旭川市総合政策部広報広聴課

電話 0166-25-5370

### 2 契約の相手方の選定基準

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センター等またはこれらに準ずる者であること。

(2) 旭川市内に拠点を有すること。

### 3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センターから見積書を徴収し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。